

成年後見制度って何？

利用するには  
どうしたらいいの？



市民向け

# 「成年後見制度研修」

～成年後見制度に関する基礎的な知識を身に付けましょう～

**【日時】** 令和2年10月9日(金)13:30～16:30

**【会場】** 川崎市総合福祉センター6階 研修室  
(エポックなかはら)

**【内容】** ①講座 「成年後見制度について」  
②質疑応答 「あなたの質問に弁護士が答えます」  
講師：神奈川県弁護士会川崎支部

お気軽に  
ご参加  
ください！

**【対象者】** ・川崎市内在住または在勤の方  
・親族の後見人のサポートをしている関係機関職員など

**【定員】** 25名

**【受講料】** 無料

**【申込方法】** 裏面の申込用紙に必要事項を記入し、下記の申込先にFAXまたは郵送でお申込みください。

**【申込期間】** 令和2年9月1日(火)～10月2日(金)

※応募者多数の場合は抽選となります。受講をお断りさせていただく場合のみ、10月6日(火)までにご連絡をさせていただきます。

**【申込・お問合せ】**

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 運営課  
〒211-0053川崎市中原区上小田中6-22-5川崎市総合福祉センター  
TEL:044-739-8727 FAX:044-739-8738

※新型コロナウイルス感染防止のため、当日はマスク着用、手洗い、手指消毒にご協力をお願いいたします。なお、当日は非接触型体温計で検温を実施いたします。37.5度以上の発熱、風邪症状等がある場合は、参加をお断りする場合がございます。

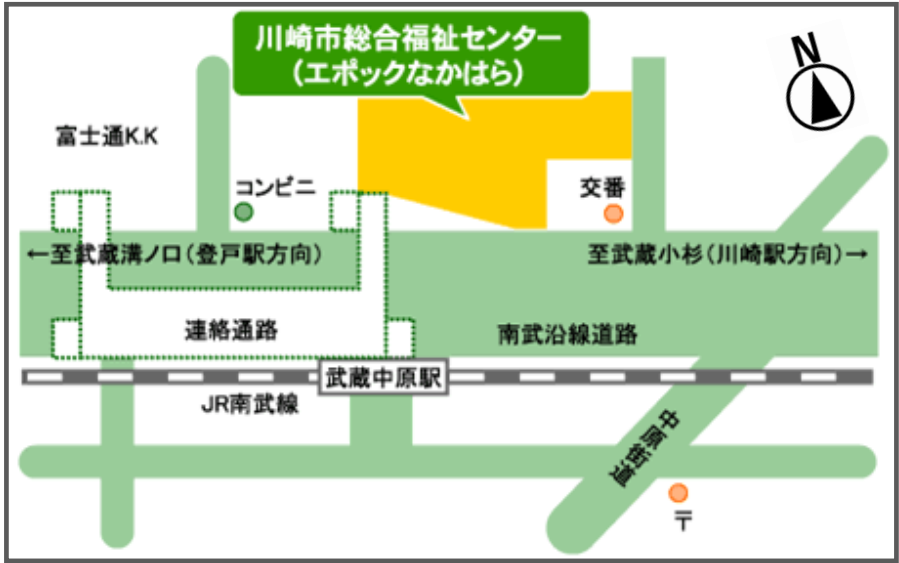
成年後見制度  
とは？

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方の不安を解消し、権利と財産を守る制度です。

「親が介護施設に入居するための費用の支払いで、親の定期預金を解約しなければならないが、親が認知症で解約ができない」「判断能力が低下してきた親が、悪徳商法の被害に遭わないか心配」「知的障害のある子がおり、親が亡くなった後のことが心配」など、このようなときには成年後見制度の利用が有効です。

主催：社会福祉法人川崎市社会福祉協議会・川崎市

# 交通案内



JR 南武線「武蔵中原駅」下車徒歩1分  
連絡通路でエポックなかはら3階に接続  
しております。  
エレベーターで6階までお上がり下さい。  
会場「研修室」

**※ご来場の際は、  
公共交通機関をご利用ください。**

## 申込

郵送で申込

〒211-0053 川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター  
川崎市あんしんセンター宛 まで下記申込書をお送りください。

FAXで申込

**044-739-8738** に送信してください。

### お問合せ先

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 運営課  
〒211-0053 川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター  
TEL 044-739-8727 FAX 044-739-8738

キリトリせん

## 受講申込書

(市民向け成年後見制度研修)

**10/2 必着**

(ふりがな) 氏名	
連絡先(所属)	(〒 - ) 住所 電話 ( ) FAX ( )
成年後見制度との 関わりについて	いずれかに○をつけてください。 *申し立てを (1. 行ったことがある 2. 行ったことはない 3. これから行う予定 ) *後見人等の仕事を (1. していたことがある 2. している 3. したことはない )
成年後見制度につ いて知りたいこと ※弁護士への質問等	※上記質問内容を配布資料に提示して良いか右記に○をお願いします。(可・不可)

※受講申込みにあたり、当センターが知り得た個人情報は、研修以外の目的での使用はいたしません。